# 「Apple Pay モバイルペイメント規定」 新旧対比表(2025年 12月 4日付変更)

# 新(赤文字部分が変更箇所)

# 第1章 総則

## 第1条 目的等

1. 本規定は、au じぶん銀行株式会社(以下「当社」という。)から当社所定の「じぶん銀行スマホデビット会員規約」 (以下「会員規約」という。)に基づきじぶん銀行スマホデビット(以下「スマホデビット」という。)の提供を受けた会員が、Apple 社が別途指定する機種のモバイル端末(以下「指定モバイル端末」という。)を使用する方法により、デビット取引を行う場合の、当社、株式会社ジェーシービー(以下、「JCB」といい、JCB と当社をあわせて「両社」という。)、または両社が会員に提供するサービス(以下「本サービス」という。)の内容、利用方法、その他当社と会員との間の契約関係(以下、本サービスにかかる会員と両社との間の契約関係を「本契約」という。)等について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。

(省略)

3. 利用者は、本規定の他の条項にかかわらず、当社が別途公表した日以降に、第 10 条第 1 項第 2 号および第 3 号の加盟店において本サービスによるデビットショッピング利用ができます

### 第2条 用語の定義

(省略)

### 第3条 契約手続き等

(省略)

## 第4条 トークン番号

1. 当社は、本契約が成立した場合、利用者に対して、トークン番号を発行します。この場合、本件モバイル端末には、Apple 社所定の仕様に基づき、トークン番号の一部の桁の数字のみが表示されます。なお、利用者は当社に対して問い合わせることにより、トークン番号の全桁の数字の通知を受けることができますが、第3項の管理責任を負うこととなるため、特別な事情がない限り、利用者がトークン番号の全桁を知ることは推奨されません。

(省略)

### 旧(赤文字部分が変更箇所)

# 第1章 総則 第1条 目的等

1. 本規定は、au じぶん銀行株式会社(以下「当行」という。)から当行所定の「じぶん銀行スマホデビット会員規約」(以下「会員規約」という。)に基づきじぶん銀行スマホデビット(以下「スマホデビット」という。)の提供を受けた会員が、Apple 社が別途指定する機種のモバイル端末(以下「指定モバイル端末」という。)を使用する方法により、デビット取引を行う場合の、当行、株式会社ジェーシービー(以下、「JCB」といい、JCBと当行をあわせて「両社」という。)、または両社が会員に提供するサービス(以下「本サービス」という。)の内容、利用方法、その他当行と会員との間の契約関係(以下、本サービスにかかる会員と両社との間の契約関係を「本契約」という。)等について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。

(省略)

3. 利用者は、本規定の他の条項にかかわらず、当行が別途公表した日以降に、第 10 条第 1 項第 2 号および第 3 号の加盟店において本サービスによるデビットショッピング利用ができます

### 第2条 用語の定義

(省略)

### 第3条 契約手続き等

(省略)

# 第4条 トークン番号

1. 当行は、本契約が成立した場合、利用者に対して、トークン番号を発行します。この場合、本件モバイル端末には、Apple 社所定の仕様に基づき、トークン番号の一部の桁の数字のみが表示されます。なお、利用者は当行に対して問い合わせることにより、トークン番号の全桁の数字の通知を受けることができますが、第3項の管理責任を負うこととなるため、特別な事情がない限り、利用者がトークン番号の全桁を知ることは推奨されません。

(省略)

# 第5条 付帯サービス

# 第5条 付帯サービス

(省略)

3. 当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合に は、当社、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよ びその内容を変更することがあります。

# 第6条 本件モバイル端末・パスコード等の管理等

(省略)

第2章 個人情報の取扱い

第7条 個人情報の収集、保有、利用

(省略)

- 2. 利用者は、<mark>当社</mark>が Apple 社に対して、(1)Apple 社に 2. 利用者は、当行が Apple 社に対して、(1)Apple 社に おける本契約締結後の管理、(2) Apple 社の利用者に 対する本契約に関連するカスタマーサポートのために、利用者 の会員番号、トークン番号、本契約の有効期間、および本 件モバイル端末を用いた共同占有者その他の第三者による 本サービスの悪用に関する情報を提供する場合があることに 同意します。
- 3. 利用者等は、当社が本契約に基づく業務を第三者に委託 する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、第1項に定める 個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

### 第8条 契約不成立時および契約終了後の個人情報の利用

利用者等は、本契約が成立しなかった場合であっても、または本 契約が終了した後であっても、当社が前条の定めに従い個人情 報の保有および利用を行うことに同意するものとします。

## 第3章 モバイルペイメントサービス

第9条 利用可能な金額

(省略)

3. 前二項にかかわらず、当社が特に定める加盟店においては、 1 回当たりの利用上限額は、当該加盟店が別途定める金 額となります。

### 第10条 デビットショッピング利用

(省略)

4. 前項にかかわらず、両社が特に認めた場合には、利用者が 加盟店と事前に合意し、Apple 社所定 の手続きを行うこ とにより、当該加盟店との継続的取引に基づき当該加盟店 に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末 認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場 合があります。この場合、利用者が当該加盟店との継続的 取引の決済手段として本サービスを指定すると、当該指定後 (省略)

3. 当行、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合に は、当行、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよ びその内容を変更することがあります。

#### 第6条 本件モバイル端末・パスコード等の管理等

(省略)

第2章 個人情報の取扱い

第7条 個人情報の収集、保有、利用

(省略)

- おける本契約締結後の管理、(2) Apple 社の利用者に 対する本契約に関連するカスタマーサポートのために、利用 者の会員番号、トークン番号、本契約の有効期間、および 本件モバイル端末を用いた共同占有者その他の第三者によ る本サービスの悪用に関する情報を提供する場合があること に同意します。
- 3. 利用者等は、当行が本契約に基づく業務を第三者に委託 する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、第1項に定める 個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

# 第8条 契約不成立時および契約終了後の個人情報の利用

利用者等は、本契約が成立しなかった場合であっても、または本 契約が終了した後であっても、当行が前条の定めに従い個人情 報の保有および利用を行うことに同意するものとします。

#### モバイルペイメントサービス 第3章

第9条 利用可能な金額

(省略)

3. 前二項にかかわらず、当行が特に定める加盟店においては、 1 回当たりの利用上限額は、当該加盟店が別途定める金 額となります。

### 第10条 デビットショッピング利用

(省略)

4. 前項にかかわらず、両社が特に認めた場合には、利用者が 加盟店と事前に合意し、Apple 社所定 の手続きを行うこ とにより、当該加盟店との継続的取引に基づき当該加盟店 に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末 認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場 合があります。この場合、利用者が当該加盟店との継続的 取引の決済手段として本サービスを指定すると、当該指定後 に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第 16 条第 2 項に基づき本契約を中途解約したとしても、その後も当該加盟店に対する債務が発生したときは、本サービスにより決済される場合があります。この場合、当該加盟店に対する債務に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、JCBまたは当社に対する支払義務を負うものとします。利用者は、当該加盟店との継続的取引の決済手段として本サービスを利用することを終了したい場合には、利用者の責任において当該加盟店に対して申し出、当該加盟店との間で当該加盟店所定の手続きを行うか、または Apple 社所定の手続きを行うものとします。

- 5. 第 3 項にかかわらず、当社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。この場合、利用者が加盟店との間で取引の予約等を行い、当該取引が成立した場合の決済手段として本サービスを指定すると、当該指定後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第 16 条第 2 項に基づき本契約を中途解約したとしても、その後に当該取引が成立したときは、本サービスにより決済される場合があります。この場合、当該取引に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、JCB または当社に対する支払義務を負うものとします。
- 6. 利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりデビットショッピング利用したものとみなされ、利用者は、指定カードのその他のカード利用代金とあわせて、会員規約に基づき、当社に対して支払いを行うものとします。
  (省略)

## 第10条 の2 Apple ID 紐づけ

(省略)

3. 利用者が AppleID 紐付けを行った場合、その後に利用者 3. が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消しても、それに加えて、利用者が Apple 社所定の方法により、自己の責任で AppleID 紐付けを解除しない限り、引き続き、前二項が有効に適用されます。利用者が Apple 社所定の方法による AppleID 紐付けの解除を行わないうちに本条第 1 項に基づく決済が行われた場合、利用者が第 16条第 2 項に基づき本契約を中途解約した後の決済であったとしても、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会

に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第 16 条第 2 項に基づき本契約を中途解約したとしても、その後も当該加盟店に対する債務が発生したときは、本サービスにより決済される場合があります。この場合、当該加盟店に対する債務に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、JCBまたは当行に対する支払義務を負うものとします。利用者は、当該加盟店との継続的取引の決済手段として本サービスを利用することを終了したい場合には、利用者の責任において当該加盟店に対して申し出、当該加盟店との間で当該加盟店所定の手続きを行うか、または Apple 社所定の手続きを行うものとします。

- 5. 第 3 項にかかわらず、当行が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。この場合、利用者が加盟店との間で取引の予約等を行い、当該取引が成立した場合の決済手段として本サービスを指定すると、当該指定後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第 16 条第 2 項に基づき本契約を中途解約したとしても、その後に当該取引が成立したときは、本サービスにより決済される場合があります。この場合、当該取引に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、JCB または当行に対する支払義務を負うものとします。
- 6. 利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりデビットショッピング利用したものとみなされ、利用者は、指定カードのその他のカード利用代金とあわせて、会員規約に基づき、当行に対して支払いを行うものとします。

(省略)

### 第10条 の2 Apple ID 紐づけ

(省略)

3. 利用者が AppleID 紐付けを行った場合、その後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消しても、それに加えて、利用者が Apple 社所定の方法により、自己の責任で AppleID 紐付けを解除しない限り、引き続き、前二項が有効に適用されます。利用者が Apple 社所定の方法による AppleID 紐付けの解除を行わないうちに本条第 1 項に基づく決済が行われた場合、利用者が第 16条第 2 項に基づき本契約を中途解約した後の決済であったとしても、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会

員規約および本規定に基づき、JCB または当社に対する支払義務を負うものとします。

第4章 その他

## 第11条 本件モバイル端末の紛失、盗難

- 1. 利用者は本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知った場合には、直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、次の(ア)および(イ)の双方の措置をとるものとします。なお、利用者は本契約の締結後速やかに、紛失・盗難等の発生の際に(イ)の措置を実施することができるよう、本件モバイル端末の設定その他の必要な措置を講じるものとします。
  - (ア) 当社に対する届出
  - (イ) Apple 社所定の方法による遠隔操作での Apple Pay の機能停止措置の実施

(省略)

3. 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当社所定の方法により当社に通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合、当社は、利用者に対して当社が通知を受けた日の60日前以降の本サービスの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

(省略)

(6) 利用者が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査の協力を拒んだとき (省略)

### 第12条 一時停止等

1. 当社は、本サービスを提供するためのシステム(以下「本決済システム」という。)の定期的な保守点検および更新を行うために、本サービスを一時停止します。

(省略)

第13条 免責

(省略)

第14条 契約期間

(省略)

員規約および本規定に基づき、JCB または<mark>当行</mark>に対する支払義務を負うものとします。

### 第4章 その他

### 第11条 本件モバイル端末の紛失、盗難

- 1. 利用者は本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知った場合には、直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、次の(ア)および(イ)の双方の措置をとるものとします。なお、利用者は本契約の締結後速やかに、紛失・盗難等の発生の際に(イ)の措置を実施することができるよう、本件モバイル端末の設定その他の必要な措置を講じるものとします。
  - (ア) 当行に対する届出
  - (イ) Apple 社所定の方法による遠隔操作での Apple Pay の機能停止措置の実施

(省略)

3. 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当行所定の方法により当行に通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当行の請求により所定の紛失・盗難届を当行に提出した場合、当行は、利用者に対して当行が通知を受けた日の60日前以降の本サービスの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

(省略)

(6) 利用者が当行の請求する書類を提出しなかったとき、または当行等の行う被害状況の調査の協力を拒んだとき (省略)

### 第12条 一時停止等

1. 当行は、本サービスを提供するためのシステム(以下「本決済システム」という。)の定期的な保守点検および更新を行うために、本サービスを一時停止します。

(省略)

第13条 免責

(省略)

第14条 契約期間

(省略)

- 3. 第 1 項にかかわらず、当社は契約満了日前であっても、1 ヶ月前までに利用者に対して通知することにより、本契約を終了することができます。
- 4. 利用者は、契約満了日を<mark>当社</mark>に問い合わせる方法により、 確認することができます。

## 第15条 解除等

- 1. 当社は、利用者が本契約に違反し、当社が利用者に対して相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合には、利用者に対して通知を要することなく、本契約を解除できます。
- 2. 次の第 1 号から第 5 号のいずれかに該当するときは、両 社からの催告および通知を要せず当然に、また第 6 号から 第 8 号のいずれかに該当するときは、当社からの通知によ り、本契約は終了します。

(省略)

(5) 利用者が当社に対して、本件モバイル端末を紛失した 旨通知したとき

(省略)

(8) 利用者による本サービスの利用状況が適当でないと<mark>当</mark> 社が判断したとき

### 第16条 準拠法

(省略)

# 第17条 合意管轄裁判所

利用者は、利用者と当社との間で訴訟が生じた場合、当社本社を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 第18条 本規定の改定等

- 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の定めに基づき、利用者と 個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、当社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として利用者に対して当該改定につき次項に定める方法で周知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。
- 2. 当社が利用者に周知する方法は、利用者が当社に対して E メールアドレスを届出ているか否かに応じ、以下の方法によるものとします。利用者は、自己が希望する周知方法を考慮

- 3. 第 1 項にかかわらず、当行は契約満了日前であっても、1 ヶ月前までに利用者に対して通知することにより、本契約を終了することができます。
- 4. 利用者は、契約満了日を<mark>当行</mark>に問い合わせる方法により、 確認することができます。

### 第15条 解除等

- 1. 当行は、利用者が本契約に違反し、当行が利用者に対して相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合には、利用者に対して通知を要することなく、本契約を解除できます。
- 次の第 1 号から第 5 号のいずれかに該当するときは、両 社からの催告および通知を要せず当然に、また第 6 号から 第 8 号のいずれかに該当するときは、当行からの通知によ り、本契約は終了します。

(省略)

(5) 利用者が<mark>当行</mark>に対して、本件モバイル端末を紛失した 旨通知したとき

(省略)

(8) 利用者による本サービスの利用状況が適当でないと当 行が判断したとき

# 第16条 準拠法

(省略)

# 第17条 合意管轄裁判所

利用者は、利用者と当行との間で訴訟が生じた場合、当行本社を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 第18条 本規定の改定等

- 1. 当行は、民法第 548 条の 4 の定めに基づき、利用者と 個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、当行は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として利用者に対して当該改定につき次項に定める方法で周知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。
- 2. 当行が利用者に周知する方法は、利用者が当行に対して E メールアドレスを届出ているか否かに応じ、以下の方法によ るものとします。利用者は、自己が希望する周知方法を考慮

- の上、当社に E メールアドレスを届け出るか否かを判断する ものとします。
- (1) 利用者が当社に対して E メールアドレスを届け出てい る場合、当該 E メールアドレス宛に通知する方法
- (2) 利用者が当社に対して E メールアドレスを届け出てい ない場合、当社の WEB サイトに公表する方法 また、当社は、当社が特に必要と認める場合に限って、書面 その他の方法により、利用者に対して通知を行います。
- 変更の場合等、利用者に特段の影響がない場合を除きま す。) にも、前項の方法に準じて、利用者に対して通知また は公表します。

の上、当行に E メールアドレスを届け出るか否かを判断する ものとします。

- (1) 利用者が当行に対して E メールアドレスを届け出てい る場合、当該 E メールアドレス宛に通知する方法
- (2) 利用者が当行に対して E メールアドレスを届け出てい ない場合、当行の WEB サイトに公表する方法 また、当行は、当行が特に必要と認める場合に限って、書面 その他の方法により、利用者に対して通知を行います。
- 3. 当社は、本サービスの内容を変更した場合(ただし、軽微な 3. 当行は、本サービスの内容を変更した場合(ただし、軽微な 変更の場合等、利用者に特段の影響がない場合を除きま す。)にも、前項の方法に準じて、利用者に対して通知また は公表します。

以上

【2025 年 12 月 4 日現在】

以上

【2023 年 10 月 31 日現在】